

「関東地方整備局 東京湾口航路事務所 オープンカウンター方式試行実施要領」を次のように定める。

令和6年8月15日

東京湾口航路事務所長

関東地方整備局東京湾口航路事務所オープンカウンター方式試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、関東地方整備局東京湾口航路事務所(以下、「当所」という。)が実施するオープンカウンター方式により契約を行う場合の取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当所が会計法(昭和22年3月31日法律第35号)第29条の3第5項に基づき実施する随意契約(以下、「少額随意契約」という。)において、見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 本要領は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。)第99条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象に試行する。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)【抜粋】

(随意契約によることができる場合)

第99条

- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(参加資格)

第4条 本要領に基づき見積合わせに参加できる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- 一 予決令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」及び「物品の買受け」のうちの必要な資格の種類において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない者でも、同種業務の過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。

- 三 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 四 関東地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 五 電子調達システムによる場合は、電子認証(IC カード)を取得していること。
- 六 見積りに参加する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 七 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(見積書の提出)

第5条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による少額随意契約を行う場合は、当所において見積依頼の公示を庁舎内に掲示、ホームページに掲載及び電子調達システムに掲載することをもって見積依頼とする。なお、希望があれば仕様書等を契約担当窓口において交付及び電子メールでの送付を行うものとする。
- 二 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当所が提示する見積依頼の公示、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。
- 三 紙により見積書を提出する場合は、見積書の様式は任意とするが(ただし、見積依頼において様式及び記載方法等が示されている場合を除く)、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、また、記載する金額は調達物品等の価格や直接人件費、直接経費の価格、納入場所への輸送費等の諸経費を加算した金額に、消費税及び地方消費税を含めた調達に要する一切の費用の合計金額を記載し、契約担当官等(会計法第 29 条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)が示した日時までに提出しなければならない。
- 四 見積書の提出にあたっては、電子調達システムによる場合を除き、見積書を封筒に入れ、封印の上、必ず件名及び提出者を明記し、持参、郵送又は、民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出すること。なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
また、見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の会社名・部署名・指名及び連絡先(電話番号)を記載すること。連絡先は必ず2つ以上記載するものとする。
- 五 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- 六 見積りに際し、納入を行う物品等は仕様書等で示す規格等と同等品以上とする。
ただし、仕様書等で示す規格等と異なるもので見積りを行う場合は、見積書の提出前に、その規格等が同等品以上と見なされるかを関係職員へ照会し確認を受けること。特段の照会がなく、仕様書等で示す規格等と異なるものの見積りであった場合は、見積書は無効とし、当該物品の納入は認めないことがある。
- 2 見積参加者は、代理人をして見積りをさせるときには、その委任状を契約担当官等へ提出しなければならない。
- 3 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積合わせに対する他の見積参加者の代理をすることができない。
- 4 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。
- 5 見積参加者は、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。ただし、第4条第6号に定める関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、これに該当しないものとする。
- 6 参加資格なしと判断された場合は別途見積参加者宛てに通知する。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせは、見積依頼の公示に記載した日時に行う。なお、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積参加者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式見積もり合わせは不成立とする。

この場合においては、当所において別途選定した者に対し見積りを依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

(見積りの無効)

第7条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 本要領及び当所が提示する見積依頼の公示、仕様書等による要件を満たしていない者が行った見積り
- 二 委任状を提出していない代理人のした見積り
- 三 代表者の記名を欠く見積り(電子調達システムによる場合を除く)(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、連絡先の記載がない見積り)
- 四 金額を訂正した見積り
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- 六 明らかに連合によると認められる見積り
- 七 同一人に見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- 八 電子調達システムを利用するための IC カードを不正に使用した者が見積り
- 九 同一事項の見積合わせについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が見積り
- 十 前各号に掲げるほか、当所の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積り

(契約の相手方の決定)

第8条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

- 一 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。
- 二 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混在する場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 三 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合
紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。見積事業者がくじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 見積合わせの結果は、契約相手方に決定した者のみに通知し、後日、当所ホームページ上で公表する。

(契約の締結)

第9条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付する契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定された日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)にこれを契約担当官等に提出し

なければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。なお、契約書は2通作成し、当所と契約の相手方の両者が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、当該見積りはその効力を失うものとする。
- 3 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償請求を行うことがある。

(その他)

第 10 条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書の提出後に本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し参考見積書や追加資料等の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない等の不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

1. 本要領は、令和6年8月15日から適用する。
2. 「関東地方整備局東京湾口航路事務所オープンカウンター方式試行実施要領(令和2年8月27日)」については、廃止する。

(公示文記載例)

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東京湾口航路事務所長 ○○ ○○

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 ○○○○○(電子調達対象案件)
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行又は納入期間 契約締結日から令和○○年○○月○○日までとする。
- (4) 履行又は納入場所 仕様書のとおり
- (5) 電子調達システムの利用

本件は見積合わせを電子調達システムで行う対象案件である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「○○○○」(「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」及び「物品の買受け」のうち必要な資格)で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない者でも、同種業務の過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 関東地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 見積もりに参加する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 問合せ先

〒238-0005

神奈川県横須賀市新港町13番地

関東地方整備局 東京湾口航路事務所 総務課 品質管理係

電話 046-828-8364

メールアドレス:

※メールにより連絡した場合には、その旨を提出先に電話連絡すること。

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までとする。

(2) 配布場所

- ① 電子調達システム URL: <https://www.geps.go.jp/>
- ② 紙媒体による配布場所 上記3. に同じ

5. 仕様書に関する質問の提出方法、期間及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送、信書による送達若しくは電子メールにより提出するものとする。

(2) 提出期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの土曜、日曜及び祝日を除く9時から16時までとする。

(3) 提出先

- ① 紙に媒体による提出場所 上記3に同じ
- ② 電子調達システムによる提出場所 上記4(2)①の URL に同じ
- ③ 電子メールによる提出場所 上記3メールアドレスに同じ

6. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 見積書は電子調達システム、持参、郵送若しくは信書の送達により提出するものとする。

(2) 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日 16時00分

(3) 提出場所

上記3. に同じ

7. 見積合わせの日時及び場所等

(1) 日時

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

(2) 場所

上記3. に同じ

(3) その他

見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

8. 見積方法等

(1) 見積者は、当該調達に要する一切の諸経費を含めた契約金額を記載する。なお、調達項目毎の価格のほか、諸経費、消費税及び地方消費税額の項目別の内訳を記載すること。

ただし、電子調達システムによる場合は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載し、契約の相手方に決定した後、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出すること。

(2) 「関東地方整備局東京湾口航路事務所オープンカウンター方式試行実施要領」第7条に該当する見積りは無効とする。

9. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で最低価格となる見積りを行った者を契約の相手方とする。

- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定するものとする。なお、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、別途見積参加者宛て通知する。ほか、当所ホームページ上で公表する。

10. 契約保証金の納付

免除

11. 契約書の作成又は提出の要否

不要

12. その他

- (1) 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。
- (3) 詳細は、「関東地方整備局東京湾口航路事務所オープンカウンター方式試行実施要領」及び仕様書並びに見積もり依頼書による。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

オープンカウンター方式見積合わせ参加業者様

分任支出負担行為担当官

東京湾口航路事務所長 〇〇 〇〇

下記の事項について、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。
(なお、本件は電子調達システムで行う対象案件です。
電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出してください。)

1. 件 名 〇〇〇〇〇〇(電子調達対象案件)
2. 履行又は納入期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
3. 履行又は納入場所 仕様書のとおり
4. 仕様書等 別添のとおり
5. 見積書提出場所
 - (1)紙媒体による提出場所
神奈川県横須賀市新港町13番地
東京湾口航路事務所 総務課
 - (2)電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>
6. 見積書提出期間 令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの土曜、日曜及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで(最終日は 12 時 00 分まで)
7. 見積合わせ日時 令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
8. 契約書の要否 不要
9. その他
 - (1) 紙により見積書を提出する場合は、持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積りを認めます。見積書の提出にあたっては、見積書を封筒に入れ、件名及び提出者名を記載してください。
また、見積書の押印を省略する場合は、封筒に押印省略の旨を朱書さし、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。連絡先は、2カ所以上記載してください。
 - (2) 見積りにあたっては、調達物品等毎に単価及び金額並びに経費毎の金額の内訳を記載してください。
ただし、電子調達システムによる場合は、契約の相手方に決定した後、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出してください。
 - (3) 見積書に記載する金額は、紙により見積書を提出する課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。電子調達システムにより見積書を提出する場合は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載してください。
 - (4) 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装しています。
電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になりますので、電子による見積事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積事業者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載してください。

- (5) 本件参加にあたっては、「関東地方整備局東京湾口航路事務所オープンウンター方式試行実施要領」を熟読願います。
- (6) 仕様書を受理した者のうち、上記6. 見積書提出期間中に見積書の提出がないときは、本件への見積合わせを辞退したものと見なします。
- (7) 本件の仕様に関する質問の提出及び回答
- 1) 本件の仕様に関する質問は、電子調達システムにより行うものとし、電子調達システムにより質問を提出した場合は、提出先へその旨電話連絡してください。紙による見積事業者は、質問事項を記載した書面(様式A4判、書式自由)を持参、郵送、信書便又は電子メールにより提出してください。
提出期間:令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで
提出場所:5. 見積書提出場所と同じ
 - 2) 紙による質問の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記してください。
 - 3) 質問に対する回答は、原則として、見積書の提出期間開始日前日までに電子調達システムにより行い、紙による見積事業者に対しては、電子メールで行うほか、5. 見積書提出場所にて閲覧に供します。
- (8) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがあります。
- ※ 見積参加者に対し特定の許可等を有している者であることを求める場合には、以下を参考に記載すること。
- (〇) 本件の参加資格については、古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づき、〇〇都道府県公安委員会から「古物商」の許可を受けた者であること。
- (〇) 本件に参加を希望する者は、見積書の提出時に古物営業許可証の写しを提出してください。

(本件に関するお問い合わせ先)

〒238-0005

神奈川県横須賀市新港町13番地

国土交通省 関東地方整備局

東京湾口航路事務所 総務課

電話番号 :046-828-8364

メールアドレス:

※メールにより連絡をした場合には、その旨を提出先に電話連絡すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仕様書等受領書

件 名

【受領記録欄】

受 領 者 の 住 所	
氏 名（法人等名称）	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
電 子 メール アドレス	

- （注） 1. 仕様書等の受領を希望する方は、この用紙に必要事項を記入のうえ、関東地方整備局 東京湾口航路事務所 総務課 窓口に提出してください。
2. 電話番号、電子メールアドレスは、確実に連絡の取れるものを記載してください。
3. 名刺で内容が確認できる場合は、記入に代えて名刺をお渡してください。

仕様等確認申請書

件 名

仕様書等の品目	規 格	同等品として確認する 物品の品目・規格

令和 年 月 日

上記の件について、仕様等の確認を申請いたします。

住所

企業名称

氏名

電話番号

FAX番号

担当者名

以下の欄は記入しないでください

申請のあった物品は、指定した物品と 同等品以上であること
同等品以上ではないこと を確認しました。

令和 年 月 日

関東地方整備局東京湾口航路事務所

同等品以上として認められない物品の品目、その理由	